

市川市ドッグラン利用規定

「市川市ドッグラン」（以下「本施設」という。）は、犬の遊び場であると共に飼い主が情報交換をしながらマナーとしつけ方を身につける施設でもあります。みなさんが安全で楽しく過ごせるよう、「市川市ドッグラン利用規定」（以下「本規定」という。）を遵守し利用しましょう。

（会員）

1. 本規定により登録のある飼い主（以下「会員」という。）と犬及び同伴の家族は、本施設を利用できるものとする。
2. 会員の登録期間は4月1日から翌年3月27日までの1年度（4月1日を過ぎて登録した会員は当該年度の3月27日まで）とし、期日をもって失効するものとする。

（会員資格）

4. 会員は以下の条件を満たす犬の飼い主であること。飼い主が18歳未満の場合は、同一世帯の18歳以上の家族を会員とすること。
 - ① 市川市に畜犬登録（環境省データベース登録を含む）している。
 - ② 申請日の1年以内に狂犬病予防注射を受け、狂犬病予防注射済票の交付を受けている。
 - ③ 申請日の1年以内に接種した5種以上の混合ワクチン接種証明書または申請日時点で当該ワクチンが有効であることを確認できる証明書等を提示できる。
 - ④ 狂犬病予防法及び千葉県動物の愛護及び管理に関する条例等関係法規を遵守している。
 - ⑤ 利用規定を遵守し、本施設の維持及び管理運営に協力できる。
5. 闘犬目的の犬やその類の犬種、日常的に噛み癖がある犬は登録を不可とする。

（会員登録）

6. 本施設の会員登録は、下記書類または所定のフォームにより申請する。
 - ① 市川市ドッグラン会員登録申請書兼誓約書（様式第1号）
 - ② 申請日の1年以内に接種した5種以上の混合ワクチン接種証明書または申請日時点で当該ワクチンが有効であることを確認できる証明書等
 - ③ 犬の顔、全身の毛色がわかるカラー写真
 - ④ 市川市外で狂犬病予防注射済票の交付を受けた犬にあつてはその写し

（会員証）

7. 市は、会員に「市川市ドッグラン会員登録証」（以下、「会員証」という。）を交付するものとする。
8. 会員証は利用中携行し、他の利用者が確認できる状態にすること。
9. 会員証を紛失した時は、会員登録証紛失届および再交付申請書（様式第2号）により届け出るものとする。

（利用方法）

10. 自らの責任において利用し、事故等が起きた時は市に報告すること。
11. 入退場は他の犬が外に出ないように注意し、門扉は都度施錠すること。
12. 入退場の際に受付簿を記入すること。
13. 1頭につき1人の会員が付き添い、目を離さず一緒に行動すること。
14. リードは犬が慣れてから外すこと。
15. 犬の遊び道具は野球ボール程度の大きさと柔らかい物のみ持ち込むことができる。

16. 犬が興奮した時は、リードにつなぎ落ち着かせること。
17. 犬が人を噛んだ時は、必ず市川健康福祉センター（市川保健所）に届け出ること。
18. 糞及びゴミは必ず持ち帰ること。
19. 病氣中や発情期は利用しないこと。
(利用できる日)
20. 4月1日より翌年3月27日までとし、年末年始（市役所閉庁日）及び本施設、関連施設が清掃・点検等を行う時は閉場とする。
(利用できる時間)
21. 4月から5月及び10月から3月は午前9時から午後5時まで、6月から9月は午後7時まで利用できるものとする。
(利用の制限等)
22. 市は、イベント開催等により本施設を閉場または利用を制限できるものとする。
23. 本施設で開催するイベント等は会員以外も利用できるものとする。
(自主管理)
24. 本施設の管理は自主管理方式とし、会員登録した利用者自らが施設の施設、施設内の草刈り、清掃等を行うものとする。
(会員登録の取り消し)
25. 本施設利用時において以下の禁止事項に該当する場合は、登録の取り消しまたは利用を停止できるものとする。
 - A 虚偽による利用登録の申請
 - B 会員証の貸し借り及び譲渡
 - C 利用時間外の本施設への入場
 - D 犬以外のペットを連れての入場
 - E 本施設内における飲食、喫煙及び火気の使用
 - F ドッグラン及び駐車場以外への立ち入り行為
 - G 駐車スペース以外への車の乗り入れ及び駐停車
 - H 競技（スポーツ）及びその練習を目的とする行為
 - I 他の利用者に対する迷惑行為
 - J 公の秩序、及び善良な風俗を害する恐れがある行為
 - K 営利を目的とする行為
 - L 宗教的活動または政治的活動などを目的とする行為
 - M その他、本利用規定に違反する行為
(登録内容の変更)
26. 登録内容を変更する時は、登録内容変更届（様式第3号）により届け出るものとする。
(退会)
27. 退会する時は、退会届（様式第4号）に会員証を添えて届け出るものとする。
(規定の改正)
28. 本規定は、必要に応じ改正できるものとする。